

令和２年度後期の授業実施方針

小樽商科大学危機対策本部

令和２年１０月２８日更新

- １．授業開始日は、学事暦どおり９月２８日（月）を開始日とする。
- ２．授業方法は、以下のとおりとする。
 - ① 授業については、下記の前提事項を踏まえたうえで、新型コロナウイルスの感染の収束が見通せない中であることから、前期授業に引き続き、学修管理システム（manaba）等を活用した遠隔手法による講義を基本とする。
 - ② 研究指導，外部提供科目，学外学修を主とする科目（社会連携実践 等），大学院（現代商学専攻）の科目などについては、対面での実施を可能とする。
※担当教員が、履修学生の受講環境を考慮した授業運営を行うこと（開始時間をずらす，遠隔と対面を併用する など）を前提とする。
 - ③ 基礎ゼミナール，健康スポーツ（冬季集中科目含む），情報総合センター実習室を利用する実習科目については、対面での実施を可能とする。また，対面で実施する場合には，対面での受講のみに限定した履修制限を行えるものとする。
 - ④ 履修科目選択期間及び履修登録変更期間（９月２８日～１０月９日）は，上記科目を除く全ての科目を遠隔手法により実施する。
 - ⑤ 履修登録期間が終了して履修者が確定した後，担当教員が対面での授業実施を希望し，全受講生の上承を得られた場合で，かつ，三密を避けた教室の確保ができた場合は，対面も取り入れた講義を可能とする。
 - ⑥ 後期の授業負担が多い教員の担当科目については，担当者変更や非開講も含め，個別相談に応じることとする。
 - ⑦ 後期中間試験及び後期期末試験については，対面試験及び遠隔試験の試験期間をそれぞれ設定する。また，対面試験を実施する科目において，学生は対面で試験を受験することを原則とするが，学生が特別な事情（学生自身や同居家族の健康状態を理由とした新型コロナウイルス感染症の感染回避，経済的な理由 等）により対面試験での受験ができない理由があるときは，教員は当該学生に代替措置を講じるものとする。（※代替措置の取り扱い等については，別に定める。）

- ⑧ 大学院（アントレプレナーシップ専攻）の授業方法等の詳細については、別途通知する。
- ⑨ 学内で感染者が出た場合、または、近郊で感染拡大があった場合などの状況に応じて、対面で実施可能としている科目についても、遠隔手法による講義に切り替えるものとする。
- ⑩ 9月以降の状況において、ワクチンの完成、国・文科省の指針、北海道及び小樽市、他大学の動向等により、本実施方針に修正が必要な場合は、危機対策本部において再検討を行う。